

ご利用料金表（1割負担分）

令和8年 6月 1日

グループホームすこやか

《介護予防認知症対応型共同生活介護》

(単位：円)

	介護報酬1割負担分	サービス提供体制強化	夜間支援体制加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅰロ	食材費	部屋代	日額	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月額)	月額
要支援2	761	22	50	190	900	900	2,823	10	2,833

《その他の介護報酬本人負担分》

- *初期加算
 - ・入所した日から起算して30日以内の期間につき加算 30円/日
- *退居時相談援助加算
 - ・退去した日から起算して30日以内の期間につき加算（1回限度） 400円/回
- *入院時費用
 - ・利用者が病院又は診療所への入院を要した場合（月6日限度） 246円/日
- *栄養管理体制加算
 - ・管理栄養士（外部との連携を含む）が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行っている場合 30円/月
- *介護職員等処遇改善加算Ⅰロ
 - ・介護報酬本人負担分の総額に22.8%を乗じた金額
- *口腔衛生管理体制加算
 - ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が技術的助言指導に基づき、口腔ケアマネジメントが作成された場合につき加算 30円/月
- *口腔、栄養スクリーニング加算 6か月に1回 20円/回
 - ・6か月ごとに口腔、栄養スクリーニングを行った場合につき加算
- *高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10円/月
 - ・協力機関との間に新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保し、適切に対応している場合につき加算
- *高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5円/月
 - ・3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御などに対する実地指導を受けている場合につき加算
- *認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150円/月
 - ・認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するため、専門の研修を受けた職員を1名以上配置し、定期的な評価をしチームケアに取り組んでいる場合につき加算
- *認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120円/月
 - ・認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するため、定期的な評価をしチームケアに取り組んでいる場合につき加算
- *若年性認知症利用者受入加算 120円/日
 - ・若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合につき加算
- *新興感染症等施設療養費 240円/日

- ・厚生労働大臣が定める新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合につく加算（5日を限度）
- *科学的介護推進体制加算 40 円／月
 - ・入所者ごとの心身の状況、疾病状況等の情報をL I F Eを用いて厚生労働省へ提出し、計画、実施、評価のサイクルをもとにケアの質の向上を図る取り組みを実施している場合につく加算
 - 「L I F E」とは厚生労働省による科学的介護情報システムで、介護サービス利用者の状態やケアの実績等の情報を一定の様式で厚生労働省へ送信すると、送信されたデータに基づきフィードバックを提供されます。
- *認知症専門ケア加算 I 3円／日
 - ・入居者が認知度自立度の条件を満たし、特別な研修を修了した職員を配置し、職員に指導会議を行っている場合
- *認知症専門ケア加算 II 4円／日
 - ・Iの要件を満たし、さらに専門性の高い研修を受けている場
- *生活機能向上連携加算 I 100 円／月
 - ・専門のリハビリ職員とICTを利用し共同でアセスメントを行い、生活機能の向上を目的とした計画を作成し、計画に基づいてサービスを行ったときにつく加算
- *生活機能向上連携加算 II 200円／月
 - ・専門のリハビリ職員が訪問し共同でアセスメントを行い、生活機能の向上を目的とした計画を作成し、計画に基づいてサービスを行ったときにつく加算
- *生産性向上推進体制加算 I 100円／月
 - ・見守り機器などのテクノロジーを複数導入し、生産性向上へ向けた取り組みをし、ICTを活用した業務効率の改善が確認された場合につく加算
- *生産性向上推進体制加算 II 10円／月
 - ・見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上へ向けた取り組みをした時につく加算